

# 平成 22 年度事業計画

## 第 1 知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動事業

### 1 広報啓発資料の作成・配布

機関誌「暴追スクラム」、冊子「民暴相談のしおり」をはじめ、ポスター、パンフレット等の各種資料やホームページ等を積極的に活用し、暴力団情勢、被害防止対策等について広報活動を推進する。

### 2 マスメディアを活用した広報の強化

マスメディアや街頭宣伝等を活用した広報を積極的に行い、県民総ぐるみの暴排意識の高揚を図る。

### 3 視聴覚教材の購入と貸出

暴力団の手口、対応要領等をドラマ化した視聴覚教材（暴排ビデオ・DVD）を備付け、講習時の活用や各企業等への貸出し等に活用する。

### 4 暴力追放富山県民大会の開催

平成 22 年 11 月、射水市小杉文化ホールラポールにおいて、第 19 回暴力追放富山県民大会を開催し、県民の暴排意識の高揚を図る。

### 5 暴力追放ポスタ - 、標語の募集

富山県防犯協会等と連携し、暴力団追放をテ - マとしたポスタ - 及び標語を募集し、優秀作品については各種暴排資料等への活用を図る。

## 第 2 暴排活動への支援事業

### 1 各種暴排団体との連携の強化と支援

地域暴排団体及び職域防犯団体による暴排活動の活性化を図るため、暴排資料や資機材の提供等の支援を積極的に行う。

### 2 各種団体・企業に対する支援

各種団体・企業が行う暴排研修会等に対する講師の派遣、暴排資料の提供、視聴覚教材（暴排ビデオ・DVD）の貸出しのほか、賛助会員については「暴力団追放事業所プレート」の配布等の支援を行う。

### 3 暴力追放推進委員の活動強化

地域における暴排活動推進のリ - ダ - として、警察署長推薦による暴力追放推進委員約 35 名を委嘱しているが、活動の活性化を図るため、研修会の開催や資料の提供を行う。

## 第 3 相談活動事業

### 1 常設相談窓口の開設

センタ - 内において、暴力追放相談委員による窓口を常設する。

### 2 責任者講習会場での相談窓口

魚津・富山・高岡・砺波市において開催する責任者講習会場において、相談窓口を開設する。

### **3 事業所訪問相談活動**

相談委員が各事業所等を訪問し、暴力団等に関する情報の提供、収集及び相談活動を行う。

### **4 富山県民暴研究会活動の推進**

警察、弁護士会、暴追センタ - で組織する富山県民事介入暴力等対策研究会の開催等により、三者の情報交換の活性化を図るなど連携の強化に努める。

### **5 民暴弁護士・保護司等（暴力追放相談委員）との連携による体制の強化**

6名の弁護士、1名の保護司、9名の警察OBを暴力追放相談委員に委嘱し、相談体制の強化を図る。

## **第4 少年に対する暴力団の影響を排除するための事業**

少年指導委員に対する暴力団情報の提供、各地域・職域で開催される暴排研修会、相談活動等の機会を通じて、少年に対する暴力団の影響を排除するための啓発活動を推進する。

## **第5 暴力団離脱者援助活動事業**

### **1 暴力団離脱者社会復帰対策協議会等との連携**

暴力団から離脱しようとする者を支援するため、富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会等関係機関・団体と連携し、社会復帰促進と更生支援活動を行う。

### **2 暴力団離脱者受入企業の拡大**

暴力団離脱者の社会復帰に対する理解を深めるとともに、離脱者受入企業の拡大を図る。

## **第6 不当要求防止責任者講習委託事業**

1 暴力団対策法に基づき県公安委員会が行う責任者講習の実施委託を受け、魚津・富山・高岡・砺波の4会場において、年間35回にわたり、暴力団の情勢、手口、対応要領等の講習を実施する。

2 定期講習のほか、各行政機関、大規模事業所等において、要請に応じて適時講習を実施する。

3 効果的な講習を行うため、受講者に対する教本等各種資料の内容を充実する。

## **第7 不当要求情報管理機関の業務に対する支援事業**

警察本部との連携強化や当センター保管のデータの積極的な活用等により支援活動を推進する。

## **第8 被害者に対する救済事業**

### **1 訴訟費用等の貸付**

暴力団員による不当な行為の被害者に対する民事訴訟費用の無利子貸付等の支援を行う。

## **2 見舞金の支給**

暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給を行う。

## **第9 その他**

### **1 暴力追放功労団体等の表彰**

#### **(1) 暴力追放栄誉金章等の上申**

暴力追放功労者・団体については、全国暴力追放運動推進センター（暴力追放栄誉金章、銀章、銅章）、中部管区内暴力運動推進センター・連絡協議会に表彰上申する。

#### **(2) 暴力追放功労団体等に対する表彰**

暴力追放功労団体・事業所・個人に対する表彰（表彰状・感謝状）を行う。

### **2 賛助会員の拡充活動**

賛助会員の加入促進に努めるとともに、事業所訪問・相談等の活動を随時実施し、アフタ・ケア・に努める。

### **3 公益財団法人移行に向けた業務の推進**

公益財団法人への移行を 23 年度中に達成するため、警察本部、全国暴力追放運動推進センターの指導を受け、計画的に業務を推進する。